

# 禹の九州傳説の成立過程

吉田篤志

はじめに

『史記』は冒頭の五帝本紀の次に夏本紀を置いて、夏王朝の歴史を敘述している。夏王朝の初代の王は禹であり、黄河の治水に成功して中國の人々に尊敬される傳説上の人物であるが、近年、この傳説と言われている夏王朝を實在の王朝として認め、禹も實在した人物であると認める意見が多くなってきた。

中國では夏商周年代確定プロジェクト（夏商周斷代工程）の成果報告において、夏王朝の始まりを紀元前二〇七〇年にとする公式見解を發表した<sup>1</sup>。これを前後する考古學・古代史學や天文曆法學等の成果報告においても、夏王朝を肯定する意見が大半を占める。また日本の考古學者の中にも、考古學的觀點からすると、二里頭文化では王權が成立して身分階級が存在し、既に宮廷儀禮が行われていたので、これに相當する夏を實在の王朝として認めてもよいのではないかと、という意見も出ている<sup>2</sup>。

考古學の年代區分によると、二里頭文化は龍山文化後期に續き、土器編年に従うと四期に分けられるという。夏王朝はこの二里頭文化の第一期・第二期に相當するという説が有力であるが、禹が都したと言われる「陽城」<sup>3</sup>は王城岡遺跡

(河南省登封市の南)に比定され、城郭は龍山文化中期に築かれ、龍山文化後期に破壊されている。従って、この王城岡遺跡を禹の都と比定するならば、夏王朝は龍山文化期に成立したことになる。放射性炭素年代測定法による殷王朝の始まりは紀元前一六〇〇年とされているから、それに『竹書紀年』による夏王朝の存続年代四七一年<sup>4</sup>を加えると、ほぼ上記の公式見解に沿う。これは王城岡遺跡の第三期、すなわち龍山文化の後期に相當する<sup>5</sup>。

ただ本稿では、紀元前二〇〇〇年代に夏王朝が成立し、初代の王が禹であったか否かを考察するのが主眼ではなく、傳説の禹が黄河の治水に成功し、更に中國全土を九州に分けて統治したとする古典文獻や出土文獻等の資料を検討し、特に、そこに見える禹の九州傳説を考察しながら、その成立過程を明らかにすることを主眼とする。

## 一 『尚書』に見える禹の事跡

禹の事跡については、『尚書』の「堯典」「皋陶謨」「禹貢」「洪範」等の諸篇にある程度まとまって記載されているので、先ずこれらの諸篇を検討してみる。『尚書』堯典に、

舜曰、咨、四岳、有能奮庸熙帝載、使宅百揆、亮采惠疇。兪曰、伯禹作司空。帝曰、兪、咨、禹、汝平水土、惟時懋哉。禹拜稽首、讓于稷契暨皋陶。帝曰、兪、汝往哉。

とあり、舜が四岳らの推舉により、いったんは稷(棄)・契・皋陶らに讓って辭退しようとした禹を司空の官に就け、治水に勉めるように命令したことを述べている。更に「皋陶謨」には、

帝曰、來、禹、汝亦昌言。禹拜曰、都、帝、予何言、予思日孜孜。皋陶曰、吁、如何。禹曰、洪水滔天、浩浩懷山襄陵、下民昏墊。予乘四載、隨山刊木、暨益奏庶鮮食。予決九川、距四海、濬畎澮、距川。暨稷播、奏庶艱食鮮食。

懋遷有無化居、烝民乃粒、萬邦作乂。皐陶曰、兪、師汝昌言。

とあり、舜や皐陶に促されて司空に就いた禹の治水とその後の具體策を述べており、禹の昌言（善言）としての「洪水滔天、……萬邦作乂」の部分は、次篇「禹貢」の概要のような内容になっており、特に「隨山刊木」や「濬畎澮」は、「禹貢」序の「隨山濬川」や「禹貢」第一章の「隨山刊木」と語句が相似している。また「禹貢」には見えないが、「暨益奏庶鮮食」や「暨稷播、奏庶艱食鮮食」は、治水後の食糧政策を益や稷（棄）の援助協力のもとに成遂げたい旨を述べており、稷については、「堯典」に譲ろうとした人物の名として擧がっている。

次に「禹貢」について見てみると、

禹別九州、隨山濬川、任土作貢。禹敷土、隨山刊木、奠高山大川。……東漸于海、西被于流沙、朔南暨、聲教訖于四海。禹錫玄圭、告厥成功。

とあり、序の「禹別九州、隨山濬川、任土作貢」は、これに続く「禹貢」全體の要約である。「禹貢」については、後に詳しく検討することとし、次に「洪範」を掲げる。

惟十有三祀、王訪于箕子。王乃言曰、嗚呼、箕子、惟天陰鷲下民、相協厥居。我不知其彝倫攸斁。箕子乃言曰、我聞、在昔、緜陞洪水、汨陳其五行。帝乃震怒、不畀洪範九疇、彝倫攸斁。緜則殛死、禹乃嗣興。天乃錫禹洪範九疇、彝倫攸斁。……

とあり、武王が紂を討った後に、治民の常道を箕子に問い、箕子がそれに答えるというもので、篇名の「洪範」は、箕子が武王に説いた「洪範九疇」から名付けられた。この「洪範九疇」は政治の要諦を記した法則九類のことで、天帝が治水に失敗した禹の父緜に與えず、治水に成功した禹に授けたものとする。

以上、『尚書』に見える禹の事跡を記載した四篇を取りあげた。ここで少しく四篇の成立事情を検討してみる。「堯典」

の「二十有八載、帝乃殂落。百姓如喪考妣三載、四海遏密八音」は、『孟子』萬章上篇に「堯典曰：…」として引き、『春秋繁露』暖燠常多篇に「尚書曰：…」として引いており、また「堯典」の「敷奏以言、明試以功、車服以庸」は、『左傳』僖公二十七年に「夏書曰：…」として引いていることから、早ければ戦國中期、遅くとも漢武帝の頃までには成立していた可能性が高い。また「堯典」には、「五典」「五瑞」「五禮」「五玉」「五器」「五品」「五教」「五刑」「五服」「五流」等の「五」を冠した語句が散見し、五行説の影響を多分に受けていることが分かる。また「詢于四岳、關四門、明四目、達四聰」のように同數字を冠した語彙を連続して用い、リズムカルな文章に仕上げる修辭法は、かなり晩出を思わせる。また「肇十有二州、封十有二山」「咨十有二牧」のように、九州を更に細分した十二州（十二山・十二牧）の概念や壇を作って祭る〈封〉の考え方が見られることなどから、戦國末から秦漢時代に亘る思想が看取できる。

「皐陶謨」に見える「五辰」「五典」「五禮」「五服」「五刑」「五色」「五采」「五聲」「五言」「五千」「五長」等の語句は、「皐陶謨」が「堯典」と同様に五行説流行後に成立したことを物語り、また「九族」「九德」「九川」「九成」等のように、同數字を用いて事物をまとめる（畫一化する）用法は、五行説とともに戦國中葉以降に成立した文獻に盛んに用いられる表現法である。また「州十有二師」は「堯典」の「肇十有二州」と同様の九州を細分化した十二州の概念を述べている。

次篇の「禹貢」は後に検討するとして、「洪範」は他の三篇が虞夏書に分類されるのに對して、周書に分類され、周書は『尚書』全篇を通じて最も難解と言われる。池田末利は、「洪範」の成立期に關して、「東周以後とすることに學者間に異論は無いが、具體的な時期になると諸説がある」として、松本雅明が掲げる戦國初期説・中期説・末期説を紹介し、戦國中期説に賛成する松本氏<sup>12</sup>や、屈萬里が、「洪範」の語句が「尚書曰」として『左傳』に引用されたり、またその五行の素朴さが鄒衍の五行説に先行するとして、ほぼ戦國初期の成立と見て、劉節の秦統一前・戦國末とする説に<sup>15</sup>

反對するのに對して、「全篇を通じて看取される王權絶對思想、庶民意識の確立、天人關係の明確化などは、むしろ戰國末から秦・漢期にわたることを思わせる。篇内五行記述の素朴さがこれと一致せぬかも知れないが、必ずしも鄒衍系統の五行説に拘泥する必要はなく、別系統であることも考えられていいのではあるまいか。戰國末期の成立とみるほうがやや近いであろう」と反論している。<sup>16</sup>

「洪範」の五行について、顧頡剛の『尙書』研究を繼いだ劉起釪は、「五事」(貌・言・視・聽・思)が『論語』季氏篇の「九思」(視・聽・色・貌・言・事・疑・忿・見得)の項目の數項と一致はするのだが、これは當時固定の項目がなかった證據とし、また「五事」の作用としての「五徵(休徵)」「(肅・乂・哲・謀・聖)が『詩經』小雅・小旻の「聖・哲・謀・肅・艾」を踏襲したとする従來の説(劉節の説)<sup>17</sup>を否定し、「洪範」の「五徵」は君主について述べたもので、人民について述べた『詩經』小旻は晚出とし、「洪範」の「五事」「五徵」の考え方は、殷・周時代の奴隸主の至上神や宗祖神に對する意志の誇張や引申であり、陰陽五行説に因るものではない、とする。<sup>18</sup>なお、劉氏は「洪範」全體の思想を殷・西周時代の思想の反映とみなし、春秋前期には現行の形が成立したものとす。<sup>19</sup>

「洪範」の成立時期を戰國末期と見る池田氏の説と春秋初期と見る劉起釪氏の説には、かなりの開きがある。ただ、池田氏も「天人關係の明確化」と指摘するように、「休徵」の「曰肅時雨若、曰乂時暘若、曰哲時若、曰謀時寒若、曰聲時風若」と「咎徵」の「曰狂恆雨若、曰僭恆暘若、曰豫恆若、曰急恆寒若、曰蒙恆風若」とは、いずれも王の善行の徵驗(休徵)と惡行の徵驗(咎徵)とを述べたもので、王權に對する規制を説いた天人感應の思想が明確に示されており、戰國末期から秦・漢時代に亘って主張されたこの思想を春秋初期にまで遡らせることには、些か躊躇せざるを得ない。

## 二 『詩經』に見える禹の事跡

次に『詩經』に見える禹の事跡について、數篇の詩を掲げて検討する。まず『詩經』小雅・信南山に、

信彼南山、維禹甸之。昫昫原隰、曾孫田之。我疆我理、南東其畝。……

とある。序に「信南山は、幽王を刺るなり。成王の業を脩め、天下を疆理し、以て禹の功を奉ずること能はず、故に君子古を思へり」とあり、文王・武王の後を繼いだ成王が、禹の功績（功業）を奉じて、都を置いた終南山麓を治め、また天下を治めたのに、幽王に至って天下を亂してしまったことを誹り、詩の作者が禹の功績（功業）を思慕したものとす。また「大雅・文王有聲」に、

文王受命、有此武功。既伐于崇、作邑于豐。文王烝哉。……豐水東注、維禹之績。四方攸同、皇王維辟。皇王烝哉。  
鎬京辟靡、自西自東、自南自北、無思不服。皇王烝哉。

とある。「皇王」は武王のこと、「辟靡」は天子による人材育成の場合あるいは離宮。「禹之績」の「績」は、「毛傳」に「業なり」、「鄭箋」に「功なり」とあることに據れば、功業の意に解せられ、「績」「迹」の假借字であるから、「禹之績」は禹の功業の蹟（迹）という意味になる。「鄭箋」に「績は功。辟は君なり。昔し堯の時水あふ洪れて、豊水も亦た汎濫して害を爲す。禹之を治めて涓に入れ、東して河に注が使むるは、禹の功なり。文王・武王今邑を其の旁地に作るを得、天下の心を同じうして歸する所と爲る。大王之が君と爲れるは、乃ち禹の功に由る、故に引きて之を美むるなり」とあり、文王・武王が禹の功業の蹟（迹）を繼いで、禹の治めた水土に都（豊京・鎬京）を築き、天下を平定できたのは、禹の治水のお陰であるとする。また「大雅・韓奕」に、

奕奕梁山、維禹甸之。有倬其道。韓侯受命、王親命之。

とある。序に「禹梁山を治めて、水災を除く。宣王大亂を平げて、諸侯に命ず」とあり、また「鄭箋」に「梁山の野、堯の時俱に洪水に遭ひ、禹之を甸めて、其の災を決除し、平田と成さ使め、賦を天子に貢す。周に厲王の亂有り、天下職を失ふ。今倬然として明らかに禹の功を復する者有り、韓侯王命を受けて侯伯と爲る」とあり、堯の時に梁山の野の洪水を禹に命じて治めしめたように、宣王の時に厲王の政治の亂を韓侯に命じて治めしめたことを讃えたものとする。

次に「魯頌・閟宮」に、

閟宮有恤、實實枚枚。赫赫姜嫄、其德不回、上帝是依。無災無害、彌月不遲。是生后稷、降之百福。黍稷重穰、植稷菽麥。奄有下國、俾民稼穡。有稷有黍、有稻有秬。奄有下土、續禹之緒。

とある。「續禹之緒」の「續」は、「釋文」に「繼なり」とあり、「緒」は、「毛傳」や「集傳」に「業なり」とあり、上記「文王有聲」の「禹之績」の「績」と同様に見ている。「鄭箋」に「緒は、事なり」として、「堯の時洪水災を爲し、民粒食せず。天神多く后稷に予ふるに五穀を以てす。禹水土を平かにし、乃ち民をして之を播種せ教む。是に於いて天下大いに有てり、故に禹の事を繼ぐと云ふなり」とあり、禹の治水の後を繼いだ后稷が天神（天帝）から與えられた五穀を民に播種せしめたとしている。これは「皐陶謨」の「暨稷播…」と似ているが、「皐陶謨」は禹が治水後の食糧政策を益や后稷の援助協力のもとに成遂げたい旨を述べており、五穀の播種は禹と后稷との共同作業のように述べられている。なお、「續禹之緒」は後文の「續大王之緒」と同様の言い方で、后稷が禹の偉業を繼ぎ、文王・武王が大王の偉業を繼ぐという文脈である。また「奄有下國」や「奄有下土」の語句は「商頌・玄鳥」の「奄有九有」に似ており、「毛傳」や「集傳」は、この「九有」を「禹貢」の「九州」と見ている<sup>21</sup>。また「商頌・長發」に、

濬哲維商、長發其祥。洪水芒芒、禹敷下土方。外大國是疆、幅隕既長。有娥方將、帝立子生商。

とある。「禹敷下土方」は「禹貢」の「禹敷土」を敷衍した言い方になっており、「鄭箋」に「禹下土を敷ち四方を正す」とあるように、天下の土地を分けて地方を安定させた意と解釋できよう。また地方の大國の領土を擴大しながら境界を定め、それに伴って有娥氏の領土も廣がったために、天帝は有娥氏の娘が生んだ契せつを殷（商）の始祖に定めたという内容である。また「商頌・殷武」に、

天命多辟、設都于禹之績、歲事來辟。勿予禍適、稼穡匪解。

とある。「鄭箋」に「天命じて、乃ち天下の眾君諸侯をして、都を禹の治むる所の功に立てて、以て歲時に來りて我が殷王に朝覲せ令むるなり。罪過もて之に禍適を與ふること勿く、徒だ勅いましむるに民に稼穡を勸め、解倦いましす可きに非ざるを以てするのみ。……禹水土を平げ、五服を弼成して、諸侯の國定まる。是を以て然か云ふ」とあり、序に「殷武は、高宗を祀るなり」とあるに據れば、この詩は高宗（武丁）を讚えたもので、「禹之績」は「文王有聲」と同様に禹の功業の蹟（迹）という意味であるから、天が諸侯に命じて禹の功業の蹟（迹）に都を建てて歲時に高宗に朝覲せしめ、高宗は諸侯に對して咎めを與えずに稼穡を勤めて怠ることがないようにさせたとする。

以上、『詩經』に見える禹の事跡を記載した數篇を取りあげた。ここで少しく數篇の成立事情を檢討してみる。「小雅・信南山」の「信彼南山、維禹甸之」と「大雅・韓奕」の「奕奕梁山、維禹甸之」とは、「維禹甸之」の一句が同一であり、作詩者が緊密の關係にあることが分かる。このことは、「信南山」が小雅に、「韓奕」が大雅に分屬してはいるが、成立時期はそれほど離れていないことを窺わせる。また「大雅・文王有聲」の「豐水東注、維禹之績」と「商頌・殷武」の「設都于禹之績」とは、「禹之績」の一句が同一であり、また「魯頌・閟宮」の「禹之緒」も、上述のように禹の功業の蹟（迹）という意味になり、「文王有聲」が大雅に、「閟宮」が魯頌に、「殷武」が商頌にそれぞれ分屬してはいる



が、やはり成立時期が近いことを思わせる。

では成立時期は大凡いつ頃であるのか。王國維は商頌の詩に見える文句が殷墟卜辭所載の祭禮や制度文物と類似せず、また人名・地名も殷代の稱と類似せず、所用の成語が西周中葉以後と類似しているとし、更に語句が周詩（國風・小雅・大雅）を踏襲しているとして、「商頌・那」の「猗與那與」は「檜風・隰有萋楚」の「阿儺其枝」や「小雅・隰桑」の「隰桑有阿、其葉有難」であり、「商頌・長發」の「昭假遲遲」は「大雅・雲漢」の「昭假無贏」や「大雅・烝民」の「昭假于下」であり、「商頌・殷武」の「有截其所」は「大雅・常武」の「截彼淮浦、王師之所」であり、「商頌・烈祖」の「時靡有爭：約軹錯衡、八鸞鸛鷁」は「大雅・江漢」の「時靡有爭」や「小雅・采芑」の「約軹錯衡、八鸞瓊瑤」であるとして、いずれも西周中葉以後の詩であるとする。また魯頌は商頌を踏襲しており、製作年代が比較的近かったので眞似しやすかったものとする。<sup>22</sup>

また「魯頌・閟宮」に見える、姜嫄に上帝が憑依して后稷（棄）を生むという話は、「大雅・生民」には具體的に「履帝武敏歆」とあり、姜嫄が帝の足跡を踏んで懐妊したことになっている。これについて于省吾は、「殷（商）代の卜辭中には「帝」があり、更に發展して「上帝」となる。しかし、后稷は三代以前の堯・舜時代に屬するから、當然「帝」や「上帝」の觀念は現れていない。それでは「生民」の「履帝武敏歆」の「帝」や「閟宮」の「赫赫姜嫄、其德不回、上帝是依」の「上帝」（中略）は、全て周人が付加えた（加上した）時代の烙印である。だから、どんな神話や傳説にせよ、長期間を経て傳播し、全て絶えず塗上げられた後代の歴史的色彩である」と言って、「帝」や「上帝」の觀念が殷代の卜辭に初めて現れることから、「大雅・生民」や「魯頌・閟宮」の詩篇に記す感生説話は、史實に基づくものではなく、説話に記される「子棄て」は原始の人びとの禁忌習慣の殘餘で、後世、統治階級の遠祖や始祖の出生を神格化し、その非凡さを顯示したものである。<sup>23</sup>

王・于兩氏の説を勘案するに、禹の事跡を記載した上記の數篇の詩は、西周中葉以後から春秋時代にかけて成立したものと見ることができよう。このことは、「商頌・長發」の「洪水茫茫、禹敷下土方」が、西周中期偏晩の作と言われ「夔公盞」の「天命（命）禹尊（敷）土、陞（隨）山絜（濬）川」<sup>24</sup>と密接な関係にあることや、「大雅・文王有聲」の「維禹之績」や「魯頌・閟宮」の「績禹之緒」、あるいは「商頌・殷武」の「設都于禹之績」等が、春秋中期の秦の桓公（前六〇五〜前五七七在位）か景公（前五七七〜前五三七在位）が製作した『秦公盞』の「不顯朕皇祖、受天命鼎宅禹賚（績 or 蹟）」や、作器者叔夷の仕えた齊の靈公（前五八二〜前五五四在位）の時に製作された『齊侯罇鐘（叔夷鐘）』の「虢虢成唐（湯）、有敢（嚴）在帝所、博受天命、……咸有九州、處禹之堵（緒）」と類似していることなどから證明できる。<sup>25</sup>

なお、岡村秀典は、『左傳』襄公四年の「芒芒禹迹、畫爲九州、經啓九道」の「禹迹」について、「豐水東注、維禹之績」の記載のある「大雅・文王有聲」や「禹賚」の記載のある『秦公盞』に基づいて地理的解釋を施し、『詩經』文王有聲では、周の文王が都を岐山から東に遷した豊の地が「禹迹」とされた。ところが「秦公盞」の「禹迹」は岐山より西にある。「禹迹」が豊から西にずいぶん廣がったのである。「文王有聲」の成立年代は特定できないが、かりに西周時代にさかのぼるのであれば、春秋時代に「禹迹」は關中盆地の東部から甘肅東部に擴大し、『尚書』禹貢のときにはさらに甘肅西武の砂漠地帯にまで廣がっていったのである」と述べている。<sup>26</sup>

禹の治水傳説が陝西省方面から始まり、西方の地理貢物に関する記載が多いことを、禹の出自と関係があるとして指摘したのは三原一雄である。三原氏は「禹貢には何故、陝西・甘肅方面の記事がかくも多いのであろう」と言って、上述の「大雅・文王有聲」の「豐水東注、維禹之績」や「魯頌・閟宮」の「績禹之緒」の他に、『新書』術事篇の「禹出於西羌」、『史記』六國表の「禹興於西羌」、『禮記』緇衣篇の「惟尹躬、先見于西邑夏」、『史記』吳世家の「周武王克殷……

乃封周章弟虞仲於周之北、故夏墟」等を證據とし、「一人禹自身のみならず、夏王朝全體の傳説にその色彩が強い事を證するものである」と述べ<sup>27</sup>、更に「禹蹟」「禹之堵」「夏墟」「夏方」「大夏」等の地は、みな陝西・甘肅兩省にあったことを考察している<sup>28</sup>。

### 三 戰國・秦・漢期の諸書に見える禹の事跡

禹の事跡について、傳世文獻の中で古いと言われる『尚書』と『詩經』とを見てきたが、ここで禹の事跡が比較的まとまって見える『孟子』と『墨子』を検討し、更に戰國末・秦・漢期の文獻を検討する。『孟子』滕文公上の第四章に、當堯之時、天下猶未平。洪水橫流、汜濫於天下、草木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登、禽獸逼人、獸蹄鳥迹之道交於中國。堯獨憂之、舉舜而敷治焉。舜使益掌火。益烈山澤而焚之、禽獸逃匿。禹疏九河、滄濟・漯而注諸海、決汝・漢、排淮・泗而注之江。然後中國可得而食也。當是時也、禹八年於外、三過其門而不入。雖欲耕得乎。后稷教民稼穡、……使契爲司徒、教以人倫、……

とある。堯・舜が益・禹・后稷・契の四人に命じて天下を治めたことを述べるなかで禹の治水が登場する。この内容は上述「堯典」の續きに「帝曰く、棄よ、黎民阻飢す。汝稷を司り、百穀を播時せよ、と。帝曰く、契よ、百姓親まらず、五品遜<sup>したが</sup>はず。汝司徒と作り、敬みて五教を敷け。五教寛を在<sup>み</sup>よ、と」とあり<sup>29</sup>、『孟子』はこの「堯典」を下敷きに作られている。なお、「禹八年於外、三過其門而不入」について、「禹貢」の「作十有三載乃同」や『史記』夏本紀の「居外十三年、過家門不敢入」、「河渠書」の「禹抑洪水、十三年過家不入門」等に、八年ではなく十三年としている。他に『墨子』七患篇の「禹七年水」や『管子』權數篇の「禹七年水」等は七年とし、『莊子』秋水篇の「禹之時、十年

九潦」や『荀子』富國篇の「禹十年水」等は十年とする。いずれが古い説であるかは文献の成立に関わるので、ここでは検討しない。<sup>30</sup> また「滕文公下」の第九章に、

當堯之時、水逆行、汜濫於中國、蛇龍居之、民無所定、下者爲巢、上者爲營窟。書曰、洚水警餘。洚水者洪水也。

使禹治之。禹掘地而注之海、驅蛇龍而放之菑。水由地中行、江・淮・河・漢是也。險阻既遠、鳥獸之害人者消、然

後人得平土而居之。……及紂之身、天下又大亂。周公相武王誅紂。……書曰、不顯哉文王謨、丕承哉武王烈。佑啓

我後人、咸以正無缺。世衰道微、邪說暴行有作。臣弑其君者有之、子弑其父者有之。孔子懼作春秋。春秋天子之事也。……聖王不作、諸侯放恣、處士橫議、揚朱墨翟之言盈天下。……吾爲此懼、閑先聖之道、距揚墨、放淫辭、邪

說者不得作。……昔者禹抑洪水而天下平、周公兼夷狄驅猛獸而百姓寧、孔子成春秋而亂臣賊子懼。……我亦欲正人心、息邪說、距詖行、放淫辭、以承三聖者。

とある。これは治水を成し逐げた禹、文・武を相けて周室の基礎固めをした周公、春秋を著して名分を正した孔子ら三聖人の跡を繼いで、孟子自身も揚・墨の言を挫いて聖人たらんと主張する文脈で、禹はその聖人の筆頭として挙げられている。

『尚書』の引用が二箇所出てくるが、いずれも僞古文『尚書』にあり、一つは「大禹謨」の「洚水傲予」で、いま一つは「君牙」の「不顯哉文王謨、丕承哉武王烈。啓佑我後人、咸以正罔缺」である。ただ、現在はいずれも僞古文とさかれてはいるが、『孟子』に引用されているので、僞古文成作時に採用された真古文の可能性もある。また「滕文公上」に「滄濟・潔而注諸海、決汝・漢、排淮・泗而注之江」とあり、「滕文公下」に「江・淮・河・漢是也」とあり、具體的な地名が記されており、「堯典」を下敷きにしながら、九州説話の素地になったとも考えられる。要するに、「堯典」よりも晩出であることは確かであろう。

次に具體的な地名を掲げる『墨子』を見てみる。「兼愛中」に、

古者禹治天下、西爲西河漁竇（漁竇＝黑水）、以泄渠孫皇之水。北爲防・原・泆、注后之邸（昭餘祁）噉池（虜池 or 呼池＝虜沱）之竇（瀆）。洒爲底柱、鑿爲龍門、以利燕・代・胡・貉與西河之民。東方（爲）漏之（大）陸、防孟諸之澤、灑爲九澮、以榷東土之水、以利冀州之民。南爲江・漢・淮・汝東流之注五湖之處、以利荆・楚・干・越與南夷之民。此言禹之事、吾今行兼〔愛〕矣。<sup>31</sup>

とある。また『莊子』天下篇には墨子の言として、

墨子稱道曰、昔者、禹之湮洪水、決江・河而通四夷九州也。名川三百、支川三千、小者無數。禹親自操橐耜、而九雜天下之川。腓无胈、脛无毛、沐甚雨、櫛疾風、置萬國。

とある。『墨子』兼愛中には具體的な地名が見られるが、「禹貢」の九州と符合するのは冀州のみで、「禹貢」のような整然とした體裁にはなっていないから、「禹貢」に先だって成書されたものと思われる。なお、『莊子』天下篇の「腓无胈、脛无毛」は、『孟子』滕文公上の「禹八年於外、三過其門而不入」と同様に禹が治水のために苦勞したことの證として述べられており、下に述べる『韓非子』五蠹篇にも「股無胈、脛不生毛」とあり、『容成氏』にも「面乾（or 奸）粗、脛不生之毛」とあり、文字の異同はあるが、そのまま踏襲されている。ただ、『莊子』や『韓非子』の「腓无（無）胈」は『容成氏』には「面乾（or 奸）粗〔面は日に焼け乾いてかさかさになり〕」となっており、『呂氏春秋』行論篇に「禹不敢怨、而反事之、官爲司空、以通水潦、顔色黎黑、步不相過、竅氣不通、以中帝心」とあるのに似ている。また『史記』李斯列傳に「禹鑿龍門、通大夏、疏九河、曲九防、決渟水、致之海。而股無胈、脛无毛、手足胼胝、面目黎黑、逐以死于外、葬於會稽。臣虜之勞、不烈於此矣」とあり、『容成氏』を敷衍した表現になっており、顔や手足の身體全體に及んでいる。

他に『管子』輕重戊に、

夏人之王、外鑿二十重、鞮（漑）十七澁、疏三江、鑿五湖、道四涇之水、以商九州之高、以治九藪、民乃知城郭門閭室屋之築、而天下化之。

とあり、『荀子』成相篇に、

禹有功、抑下鴻、辟除民害逐共工。北決九河、通十二渚疏三江。禹傳土、平天下、躬親爲民行勞苦。

とあり、『韓非子』五蠹篇に、

禹之王天下也、身執耒耜以爲民先、股無胈、脛不生毛、雖臣虜之勞、不苦於此矣。

とあり、『呂氏春秋』開春論・愛類に、

昔上古龍門未開、呂梁未發、河出孟門、大溢逆流、無有丘陵沃衍・平原高阜、盡皆滅之、名曰鴻水。禹於是疏河決江、爲彭蠡之障、乾東土、所活者千八百國。

とあり、『仲夏紀・古樂』に、

禹立、勤勞天下、日夜不懈、通大川、決壅塞、鑿龍門、降通。水以導河、疏三江五湖、注之東海、以利黔首。

とあり、『淮南子』本經訓に、

舜之時、共工振滔洪水、以薄空桑、龍門未開、呂梁未發、江淮遍流、四海溟淖。民皆上丘陵、赴樹木。舜乃使禹疏三江五湖、闢伊闕、導廩澗、平通溝陸、流注東海。鴻水漏、九州乾、萬民皆寧其性。

とあり、『人間訓』に、

古者、溝防不脩、水爲民害、禹鑿龍門、辟伊闕、平治水土、使民得陸處。

とあり、『脩務訓』に、

禹沐浴霑雨、櫛扶風、決江疏河、鑿龍門、闢伊闕、脩彭蠡之防、乘四載、隨山棗木、平治水土、定千八百國。とあり、「泰族訓」に、

禹鑿龍門、闢伊闕、決江濬河、東注之海、因水之流也。

とあり、「要畧訓」に、

禹之時、天下大水、禹身執殫垂〈甬〉以爲民先、剔河而道九岐、鑿江而通九路、辟五湖而定東海。

とある。この他にも、禹の治水に關わる話は戰國・秦・漢期に成立した文獻に散見する。上記の『管子』輕重戊以下の文獻はいずれも戰國末から漢代に亘って成立した文獻であるが、治水を述べているもの、「禹貢」に比べて整然としていない。ただ「禹貢」には見えない「所活者千八百國」(『呂氏春秋』開春論・愛類)や「定千八百國」(『淮南子』脩務訓)があるから、「禹貢」より後の成立であることは、間違ひなからう。

#### 四 『尚書』禹貢に見える九州

さて、本題の九州について「禹貢」を検討する。十七章に分けることができるので、章ごとに掲げる。

禹敷土、隨山刊木、奠高山大川。(第一章)

冀州。既載壺口、治梁及岐。既修太原、至于嶽陽。覃懷底績、至于衡漳。厥土惟白壤。厥賦惟上上錯。厥田惟中中。恆恆・衛既從、大陸既作、鳥夷皮服。夾右碣石、入于河。(第二章)

濟・河惟兗州。九河既道、雷夏既澤、灘・沮會同。桑土既蠶、是降丘宅土。厥土黑墳、厥草惟絲、厥木惟條。厥田惟中下。厥賦貞。作十有三載乃同。厥貢漆・絲、厥篚織文。浮于濟・漯、達于河。(第三章)

海·岱惟青州。嶠夷既略、濰·淄其道。厥土白墳、海濱廣斥。厥田惟上下。厥賦中上。厥貢鹽·絺、海物惟錯。岱畎絲·臬·鉛·松·怪石。萊夷作牧、厥篚檠絲。浮于汶、達于河。(第四章)

海·岱及淮惟徐州。淮·沂其乂、蒙·羽其藝。大野既豬、東原底平。厥土赤埴墳、草木漸包。厥田惟上中。厥賦中中。厥貢惟土五色。羽畎夏翟、嶧陽孤桐。泗濱浮磬、淮夷蠙珠暨魚。厥篚玄纁·縞。浮于淮·泗、達于河。(第五章)

淮·海惟揚州、彭蠡既豬、陽鳥攸居。三江既入、震澤底定、篠簜既敷。厥草惟夭、厥木惟喬。厥土惟塗泥。厥田惟下下。厥賦上下、上錯。厥貢惟金三品·璠·琨·篠·簜·齒·革·羽·毛(惟木)。島夷卉服。厥篚織貝、厥包橘·柚、錫貢。沿于江、海達于淮·泗。(第六章)

荆及衡陽惟荊州。江·漢朝宗于海、九江孔殷。沱·潛既道、雲土夢作乂。(夢土)厥土惟塗泥。厥田惟下中。厥賦上下。厥貢羽·毛·齒·革、惟金三品、柎·楛·柏·礪·砥·磬·丹、惟箇·篚·楛。三邦底貢厥名。包匭菁茅、厥篚玄纁璣組。九江納錫大龜。浮于江·沱·潛·漢、逾于洛、至于南河。(第七章)

荆·河惟豫州。伊·洛·瀍·澗、既入于河、滎波既豬。導荷澤、被孟豬。厥土惟壤、下土墳壚。厥田惟中上。厥賦錯上中。厥貢漆·臬·絺·紵、厥篚織·纁、錫貢磬錯。浮于洛、達于河。(第八章)

華陽·黑水惟梁州。岷·嶓既藝、沱·潛既道。蔡·蒙旅平、和夷底績。厥土青黎。厥田惟下上。厥賦下中、三錯。厥貢璆·鐵·銀·鏤·砮·磬、熊·羆·狐·狸織皮。西傾因桓是來。浮于潛、逾于沔、入于渭、亂于河。(第九章)

黑水·西河惟雍州。弱水既西、涇屬渭汭。漆·沮既從、禮水攸同。荆·岐既旅、終南·惇物、至于鳥鼠。原隰底績、至于豬野。三危既宅、三苗不斁。厥土惟黃壤。厥田惟上上。厥賦中下。厥貢惟球·琳·琅玕。浮于積石、至于龍門·西河、會于渭汭。織皮毳毼·析支·渠搜西戎卽斁。(第一〇章)



導岍及岐、至于荆山、逾于河、壺口・雷首、至于太岳。底柱・析城、至于王屋。太行・恆山、至于碣石、入于海。西傾・朱圉・鳥鼠、至于太華。熊耳・外方・桐柏、至于陪尾。導嶓冢、至于荆山、內方至于大別。岷山之陽、至于衡山、過九江、至于敷淺原。(第二章)

導弱水、至于合黎、餘波入于流沙。導黑水、至于三危、入于南海。導河、積石至于龍門、南至于華陰、東至于底柱、又東至于孟津、東過洛汭、至于大伾、北過降水、至于大陸、又北播爲九河、同爲逆河、入于海。(第二章)

嶓冢導漾、東流爲漢、又東爲滄浪之水、過三澨、至于大別、南入于江、東匯澤爲彭蠡、東爲北江、入于海。岷山導江、東別爲沱、又東至于豐、過九江、至于東陵、東迤北會于匯、東爲中江、入于海。(第三章)

導沅水、東流爲濟、入于河、溢爲滎、東出于陶丘北、又東至于荷、又東北會于汶、又北東入于海。導淮、自桐柏、東會于泗・沂、東入于海。導渭、自鳥鼠同穴、東會于澧、又東會于涇、又東過漆・沮、入于河。導洛、自熊耳、東北會于澗・瀍、又東會于伊、又東北入于河。(第四章)

九州攸同、四隩旣宅、九山刊旅、九川滌源、九澤旣陂、四海會同。六府孔修、庶土交正、底慎財賦、咸則三壤、成賦中邦。錫土・姓。祗台德先、不距咏行。(第五章)

五百里甸服。百里賦納總、二百里納銍、三百里納秸(服)、四百里粟、五百里米。五百里侯服。百里采、二百里男邦、三百里諸侯。五百里綏服。三百里揆文教、二百里奮武衛。五百里要服。三百里夷、二百里蔡。五百里荒服。三百里蠻、二百里流。(第十六章)

東漸于海、西被于流沙、朔・南暨、聲教訖于四海。禹錫玄圭、告厥成功。(第十七章)

とある。序章と第一章は「禹貢」の概要を述べ、第二章から第十章までは九州それぞれについて、各州内の河川の位置や土質のランク付け、更に貢物を詳しく述べる。第十一章から第十四章までは第二章から第十章で説明しきれなかった

河川の川筋などを述べている。第十五章・第十七章は「禹貢」のまとめの部分に当たり、その間の第十六章は國都からの距離に應じた名稱と貢納すべき貢物などを述べたもので、他の章と趣を異にする。

五服の制度は、『左傳』昭公十三年に「卑而貴重者、甸服也」とあり、また『國語』周語上に「夫先王之制、邦内甸服、邦外侯服、侯衛賓服、夷蠻要服、戎狄荒服」、『荀子』正論篇に「故諸夏之國同服同儀、蠻夷戎狄之國同服不同制。封内甸服、封外侯服、侯衛賓服、蠻夷要服、戎狄荒服」とあり、「綏服」が「賓服」になつてはいるが、「禹貢」とほぼ同様の考え方で、國都・畿内（甸服）を中心として段階的に擴大する天下觀念の圖式は、戰國期、特に戰國後半期に形成されたものと思われる。<sup>32</sup> 五服の制については、別の機會に譲り、ここでは詳しく論じない。<sup>33</sup>

この篇の成立年代について、屈萬里は、梁州の貢物の鐵・鏤（銅）は西周以前には無かつたから、東周時の作品であろう。篇中に「四岳」「五岳」を言わず、また「六府」を言うも「五行」を言わない。また鄒衍の大九州の説は、必ずや本篇傳世の後に出たものであろうから、本篇の著成年代は、たぶん春秋の世であろう、とする。<sup>34</sup> また辛樹幟は、成書年代は西周の文・武・周公・成・康の全盛時代から穆王に至るまでであり、この當時の太史の録するところで、列國を周遊して足跡が「不到秦」の孔子ではなく、また戰國時の百家争鳴の學者等の著すところでもない、とする。<sup>35</sup> また李民は、制作時期は春秋より戰國前期までの範圍内で、制作時に残っていた断片的な夏代の文字史料に依據した可能性は大いにあり得る。<sup>36</sup> 〈似龍山文化（河南龍山文化晩期）〉の分布區域から見ると「禹貢」に記す地域範圍は基本的に合致する、とする。<sup>36</sup> また金景芳・呂紹綱兩氏は、虞夏の時に「禹別九州、任土作貢」を記録した史料が後世に傳わり、周の平王東遷の後、即ち春秋初期に、一位の學者の加工潤色を経て寫定成篇されたものとする。<sup>37</sup>

上述のように近年來諸説紛々として定説を見ない。劉起釔は西周時期説・春秋時期説・戰國時期説・秦統一後之説・藍本出於紀元前一〇〇〇年（殷代武丁時期）以前、迭經加工修訂而成今本説等を掲げ、最後の邵望平の考古學的な觀點

からの説を詳説している。それに據れば、邵氏は、冀州は陶寺類型の龍山文化に、兗州は河北省南部山東省西部の龍山文化圏に、青州・徐州は泰山周圍・北東は海に至り、南は淮河および皖北一隅に達し、西は魯西平原の東縁に及ぶ龍山文化圏に、揚州は龍山期文化の一の良渚文化に、荊州は湖北・湖南および江西西部の長江中游龍山文化分布區に、豫州は河南龍山文化分布區に、梁州は中原龍山文化の一地方類型・二里頭文化等と類似しない早期の巴蜀文化區に、雍州は陝西龍山—齊家文化分布區に相當し、紀元前二〇〇〇年前後の黃河・長江流域の古代文化區系の畫分と「禹貢」九州の畫分とは基本的に符合するとし、文字の出現と王權の存在との條件から三代時期の作品の可能性のみで、「禹貢」の作者の地理的知識は紀元前一〇〇〇年より前の〈中國〉に限られるとする。また「禹貢」九州の藍本は商朝史官の手に出たか、或いは商朝の史官が夏史に對して口碑追記した可能性があり、また周初の史官が夏・商の史迹に對して追記した可能性があるとす。なお劉氏は、邵氏の説を高く評價しつつ、師の顧頡剛の戰國の證據も信じるべきであるとし、西周史官の完成した「禹貢」の定本が流傳して戰國に至り、此かの戰國の史實が増加されたと見る。<sup>38</sup>

## 五 戰國・秦・漢期の諸書に見える九州

「禹貢」の九州説を踏襲したものに『史記』夏本紀の「禹行自冀州始。…濟・河維兗州。…海岱維青州。…海岱及淮維徐州。…淮海維揚州。…荊及衡陽維荊州。…荊河惟豫州。…華陽黑水惟梁州。…黑水西河惟雍州。…」がある。他に戰國・秦・漢期を通じて以下の文獻に九州説が散見する。『呂氏春秋』有始篇に、

天有九野、地有九州、上有九山、山有九塞、澤有九藪、風有八等、水有六川。…何謂九州。河・漢之間爲豫州、兩河之間爲冀州、晉也。河・濟之間爲兗州、衛也。東方爲青州、齊也。泗上爲徐州、魯也。東南爲揚州、越

也。南方爲荊州、楚也。西方爲雍州、秦也。北方爲幽州、燕也。

とあり、『周禮』夏官・職方氏に、

職方氏掌天下之圖、以掌天下之地。：乃辨九州之國、使同貫利。東南曰揚州。其山鎮曰會稽。其澤藪曰具區。其川三江、其浸五湖。其利金錫竹箭。其民二男五女。其畜宜鳥獸、其穀宜稻。正南曰荊州。其山鎮曰衡山。其澤藪曰雲菅。其川江漢。其浸潁湛。其利丹銀齒革。其民一男二女。其畜宜鳥獸。其穀宜稻。河南曰豫州。其山鎮曰華山。其澤藪曰圃田。其川滎雒。其浸波澆。其利林漆絲枲。其民二男三女。其畜宜六擾。其穀宜五種。正東曰青州。其山鎮曰沂山。其澤藪曰望諸。其川淮泗。其浸沂沭。其利蒲魚。其民二男二女。其畜宜雞狗。其穀宜稻麥。河東曰兗州。其山鎮曰岱山。其澤藪曰大野。其川河泲。其浸廬維。其利蒲魚。其民二男三女。其畜宜六擾。其穀宜四種。正西曰雍州。其山鎮曰嶽山。其澤藪曰弦蒲。其川涇汭。其浸渭洛。其利玉石。其民三男二女。其畜宜牛馬。其穀宜黍稷。東北曰幽州。其山鎮曰醫無閭。其澤藪曰豸養。其川河泲。其浸菑時。其利魚鹽。其民一男三女。其畜宜四擾。其穀宜三種。河內曰冀州。其山鎮曰霍山。其澤藪曰楊紆。其川漳。其浸汾潞。其利松柏。其民五男三女。其畜宜牛羊。其穀宜黍稷。正北曰并州。其山鎮曰恆山。其澤藪曰昭餘祁。其川虜池嘔夷。其浸涑易。其利布帛。其民二男三女。其畜宜五擾。其穀宜五種。

乃辨九服之邦國。方千里曰王畿。其外方五百里曰侯服。又其外方五百里曰甸服。又其外方五百里曰男服。又其外方五百里曰采服。又其外方五百里曰衛服。又其外方五百里曰蠻服。又其外方五百里曰夷服。又其外方五百里曰鎮服。又其外方五百里曰藩服。

凡邦國、千里封公。以方五百里則四公。方四百里則六侯。方三百里則七伯。方二百里則二十五子。方百里則百男。以周知天下。凡邦國、小大相維。王設其牧。制其職。各以其所能。制其貢。各以其所有。王將巡守。則戒于四方。

曰各脩平乃守。攷乃職事。無敢不敬戒。國有大刑。及王之所行。先道。帥其屬而巡戒令。王殷國亦如之。  
とあり、『逸周書』職方解に、

職方氏掌天下之圖、…乃辨九州之國、使同貫利。東南曰揚州、其山鎮曰會稽、其澤藪曰具區、其川三江、其浸五湖、其利金錫竹箭、其民二男五女、其畜宜雞狗鳥獸、其穀宜稻。正南曰荊州、其山鎮曰衡山、其澤藪曰雲夢、其川江漢、其浸潁湛、其利丹銀齒革、其民一男二女、其畜宜鳥獸、其穀宜稻。河南曰豫州、其山鎮曰華山、其澤藪曰圃田、其川滎雒、其浸陂澨、其利林漆絲枲、其民二男三女、其畜宜六擾、其穀宜五種。正東曰青州、其山鎮曰沂山、其澤藪曰望諸、其川淮泗、其浸沂沭、其利蒲魚、其民二男三女、其畜宜雞犬、其穀宜稻麥。河東曰兗州、其山鎮曰岱山、其澤藪曰大野、其川河沛、其浸盧維、其利蒲魚、其民二男三女、其畜宜六擾、其穀宜四種。正西曰雍州、其山鎮曰嶽山、其澤藪曰弦蒲、其川涇汭、其浸渭洛、其利玉石、其民三男二女、其畜宜牛馬、其穀宜黍稷。東北曰幽州、其山鎮曰醫無閭、其澤藪曰豸養、其川河沛、其浸菑時、其利魚鹽、其民一男三女、其畜宜四擾、其穀宜三種。河內曰冀州、其山鎮曰霍山、其澤藪曰揚紆、其川漳、其浸汾露、其利松柏、其民五男三女、其畜宜牛羊、其穀宜黍稷。正北曰并州、其山鎮曰恆山、其澤藪曰昭餘祁、其川虜池嘔夷、其浸溇易、其利布帛、其民二男三女、其畜宜五擾、其穀宜五種。

乃辨九服之國、方千里、曰王圻。其外方五百里爲侯服、又其外方五百里爲甸服、又其外方五百里爲男服、又其外方五百里爲采服、又其外方五百里爲衛服、又其外方五百里爲蠻服、又其外方五百里爲夷服、又其外方五百里爲鎮服、又其外方五百里爲藩服。

凡國、公・侯・伯・子・男以周知天下。凡邦國、大小相維、王設其牧、制其職各以其所能、制其貢各以其所有。王將巡狩、則戒于四方、曰、各脩平乃守、考乃職事、無敢不敬戒、國有大刑、及王者之所行道、率其屬而巡戒命、王

殷國、亦如之。

とあり、『説文解字』一下・艸部（藪）に、

藪、大澤也。从艸、數聲。九州之藪、楊州具區、荊州雲夢、豫州甫田、青州孟諸、沈州大野、雝州弦圃、幽州奚養、冀州楊紆、并州昭餘祁、是也。

とあり、『爾雅』釋地に、

兩河閒曰冀州。河南曰豫州。河西曰雝州。漢南曰荊州。江南曰楊州。濟河閒曰兗州。濟東曰徐州。燕曰幽州。齊曰營州。九州。

とあり、『説苑』辨物篇に、

八荒之内有四海、四海之内有九州。天子處中州、而制八方耳。兩河閒曰冀州。河南曰豫州。河西曰雍州。漢南曰荊州。江南曰揚州。濟南閒曰兗州。濟東曰徐州。燕曰幽州。齊曰青州。山川汙澤、陵陸丘阜、五土之宜、聖王就其勢、因其便、不失其性。高者黍、中者稷、下者秔。蒲葦菅蒯之用不乏、麻麥黍梁亦不盡、山林禽獸、川澤魚鼈滋殖。王者京師四通而致之。

とあり、『淮南子』墜形篇に、

墜形之所載、六合之間、四極之内、昭之以日月、經之以星辰、紀之以四時、要之以太歲。天地之間、九州八極（柱）、土有九山、山有九塞、澤有九藪、風有八等、水有六品。何謂九州。東南神州、曰農土。正南次州、曰沃土。西南戎州、曰滔土。正西弇州、曰并土。正中冀州、曰中土。西北臺州、曰肥土。正北泆州、曰成土。東北薄州、曰隱土。正東陽州、曰申土。

とある。また上海博物館藏戰國楚竹書（以下、上海博楚簡と略稱）の『容成氏』にも九州が見える。『容成氏』第二十

三號簡・第十五號簡・第二十四號簡、第二十八號簡上段に、

壘(舜)聖(聽)正(政)三年、山陞(陵)不尻(疏)、水漿(潦)不潜、乃立壘(禹)曰(以)爲司工。壘(禹)啟(既)已(已)受(受)命、乃卉備(服)葦(箬)若(箬)冒(帽)、芙蕖(?)疋(?)

不生之毛、鬲(開)黍(聖)潜漑(流)。壘(禹)親(親)饗(執)粉(奮)屺(耜)、曰(以)歟(陂)明者(都)之澤、決九河之涑(結)。於是虜夾州澹(徐)州(始)可尻。壘(禹)迴(通)淮與忘(沂)、東鼓(注)之海(海)。於是虜競州簫(莒)州(始)可尻也。壘(禹)乃迴(通)蕞(涑)與冪(易)、東鼓(注)之海(海)。於是虜拜(并)州(始)可尻也。壘(禹)乃迴(通)三江五沽(湖)、東鼓(注)之海(海)。於是虜翻(荆)州(始)可尻也。壘(禹)乃迴(通)漿(伊)洛、并里(廛)漣(漣)干(澗)、東鼓(注)之河。於是於斂(豫)州(始)可尻也。壘(禹)乃迴(通)經(涇)與渭、北鼓(注)之河。於是虜虞(虜)州(始)可尻也。壘(禹)乃從(漢)曰(以)南爲名浴(谷)五百(百)、從(漢)曰(以)北爲名浴(谷)五百(百)。

とある。李承律は上記の文獻を系統別に類型化し、「禹貢」・『史記』夏本紀を第一系統に、『呂氏春秋』有始篇を第二系統に、『周禮』夏官・職方氏・『逸周書』職方解・『說文解字』一下・艸部を第三系統に、『爾雅』釋地・『說苑』辨物篇を第四系統に、『淮南子』墜形篇を第五系統に、上海博楚簡『容成氏』を第六系統に分け、第一系統の各州は冀州・兗州(濟河)・青州(海岱)・徐州(海岱及び淮)・揚州(淮海)・荊州(荊及び衡陽)・豫州(荊河)・梁州(華陽黑水)・雍州(黑水西河)の順に、第二系統は豫州(漢の間・周)・冀州(兩河の間・晉)・兗州(河濟の間・衛)・青州(東方・齊)・徐州(泗上・魯)・揚州(東南・越)・荊州(南方・楚)・雍州(西方・秦)・幽州(北方・燕)の順に、第三系統は揚州(東南)・荊州(正南)・豫州(河南)・青州(正東)・兗州(河東)・雍州(正西)・幽州(東北)・冀州(河内)・

并州（正北）の順に、第四系統は冀州（兩河閒）・豫州（河南）・雒州（河西）・荊州（漢南）・揚州（江南）・兗州（濟河閒）・徐州（濟東）・幽州（燕）・營州（齊）の順に、第五系統は神州（東南・農土）・次州（正南・沃土）・戎州（西南・滔土）・弁州（正西・并土）・冀州（正中・中土）・臺州（西北・肥土）・洺州（正北・成土）・薄州（東北・隱土）・陽州（正東・申土）の順になっているとする。第六系統の『容成氏』の各州の順序は夾州（明都の澤、九河の結）・競州（莒州）（淮・沂）・并州（涑・易）・荊州（揚州）（三江五湖）・豫州（伊・洛・澗・澗）・兗州（涇・渭）であるが、李氏は「九州」の配列順序及び名稱において、そのいかなる系統とも百パーセント一致あるいは類似するものはない。…本篇は第一～五の系統とは一線を畫する別系統のものと考えべきであろう」と言い、その九州説の特徴を五點にまとめ「①各州域の範圍が全く示されていない點、②各州域の位置が河川や藪澤によって示されている點、③禹貢篇のような中國全土の地宜・田賦・特産物・交通の便などに關する記載は一切ない點、④莒州と漢水の治水が特記されている點、⑤冀州が禹の治水の對象外となっている點」とする。<sup>40</sup>

上記の九州説を述べた文獻の中で『周禮』職方氏と『逸周書』職方解が特に詳しく、兩篇ともに九州説の後に五服を説いているところは「禹貢」と同様であり、更には五等爵による封建制にまで及んでいる點は他の文獻と趣を異にする。李氏は、この兩篇にある「河南」「河東」「河内」という語から、宗周（陝西省長安縣の西北）ではなく成周（河南省洛陽縣の西邊）中心の考え方にもとづくものとするのは、<sup>41</sup>一考を要する。

尹宏兵は、『容成氏』は「禹貢」の九州觀念を吸収しているが、「禹貢」の政治や地理の視野とは完全に異なる九州方案を提出しており、春秋戰國時の政治地理から勘案すると、『容成氏』の夾・涂二州は春秋時の宋・衛二國の地に相當するとし、また『容成氏』の九州は宋・衛の地を中心として天下を觀察ならびに畫分し、一種の殷商本位あるいは東方の立場を具有し、「禹貢」の夏・周本位あるいは西方の立場と鮮明な對照を形成し、正に九州版（夷夏東西説）と言え



るとし、また「禹貢」の成立年代が最も早く夏・商時代に淵源し、西周に成書された可能性があり、『容成氏』の九州は戦国早期に生産された可能性があり、『周禮』職方氏・『爾雅』釋地・『呂氏春秋』有始篇に幽州があることから、戦國中後期に燕が強國になった後に生産され、『逸周書』職方解の東方に對する畫分は戦國中晩期の東方の政治地理を基礎にしたもので、最晩の『呂氏春秋』有始篇に周の遺民の傾向があることから戦国末期とする。<sup>42</sup>

### 終わりに

九州説について、『尚書』や『詩經』、あるいは戦國・秦・漢期に亘る諸文獻を檢討してきた。ここで「九州」の語の見える先秦文獻について検討し、再度、九州説話の成立過程についてまとめてみたい。『尚書』禹貢の序に「禹別九州、隨山濬川、任土作貢」とあり、「禹貢」に「九州攸同」とある。この九州は上述のとおり天下を九つの地域に分けた九州で、具體的な地域名が示されている。これを九州の完成されたものと考えた場合、それ以前の九州、すなわち完成された九州の雛形となったものはどのようなものであったのか。

まず『詩經』商頌・玄鳥に「方命厥后、奄有九有」とあり、「毛傳」に「九有、九州也」と解釋し、「鄭箋」にも「覆有九州爲之王也」とする。また「商頌・長發」に「九有有截」とあり、「鄭箋」に「天下歸鄉湯、九州齊一截然」として、やはり「九有」を「九州」と解釋する。漢代の解釋であるから「九州」と見るのは當然であるかもしれない。當否はともかくとして、『詩經』の本來の意味は、九という數字に表れているように、全ての地域、即ち王權の及ぶ範圍とすることであろう。これらの詩篇の成立年代については上述のとおりであり、西周中葉から春秋期にかけて作られたものと見てよい。春秋中葉に製作された『齊侯罇鐘（叔夷鐘）』に「兢兢成唐（湯）、有敢（嚴）在帝所、博受天命、……

咸有九州、處禹之堵（緒）」とあるように、この頃には「九州」の語が禹と結びつけられているが、この九州もまだ「禹貢」の地域区分の概念を讀み取ることはできない。他に「九有」を用いる文獻に『墨子』非樂上篇の「上帝弗常、九有以亡、上帝不順、降之百祥」や『荀子』解蔽篇の「成湯監於夏桀、…此其所以代夏王而受九有也」があり、時代は下るが詩篇に見える「九有」と同じ意味で使われている。

次に『左傳』襄公四年に「於虞人之箴曰、芒芒禹迹、畫爲九州、經啓九道」、昭公四年に「四嶽・三塗・陽城・大室・荆山・中南、九州之險也」、昭公二十二年に「晉籍談・荀躒帥九州之戎及焦・瑕・濫・原之師、以納王于王城」、哀公四年に「士蔑乃致九州之戎、將裂田以與蠻子而城之」とあり、『國語』鄭語に「謝西之九州何如」とある。襄公四年の「九州」は「禹迹」との関係で述べられ<sup>43</sup>、『書經』立政の「陟禹之迹」と語句が近似している。昭公四年の「九州」は四嶽・三塗・陽城・大室・荆山・中南の具體的な地名が記述されて、「禹貢」の九州説の雛形にも見える。『左傳』や『國語』の成立時期は戰國末というのが定説であるが、これについても異論があり、一考を要する。

また戰國諸子の『墨子』尙賢上に「禹舉益於陰方之中、授之政、九州成」、『莊子』在宥篇に「出入六合、遊乎九州」、秋水篇に「人卒九州、穀食之所生、舟車之所通、人處一焉」、天下篇に「昔者、禹之湮洪水、決江河而通四夷九州也」、『管子』内業篇に「上察於天、下極於地、蟠滿九州」、輕重篇乙に「九州無敵、竟上無患」、輕重篇戊に「神農作樹五穀淇山之陽、九州之民、乃知穀食、而天下化之」、輕重篇戊に「夏人之王、外鑿一十壘、鞅（渫）十七湛、疏三江、鑿五湖、道四涇之水、以商九州之高、以治九藪」とあり、『墨子』尙賢上・『莊子』天下篇・『管子』輕重篇戊の三篇に見える「九州」は禹の治水との關係で述べられ、特に『管子』輕重篇戊には二十壘・十七湛・三江・五湖・四涇之水・九藪の具體的な地名（河川や湖池）が記述され、上述の『荀子』成相篇の「九河・十二渚・三江」、『呂氏春秋』仲夏紀・古樂や『淮南子』本經訓の「三江・五湖」等と似ており、成立時期が近いことを感じさせる。『管子』輕重篇戊の成立時

期は恐らく漢代に入ってからであろう。

また『楚辭』離騷に「思九州之博大兮、豈惟是其有女」とあり、「九歌・大司命」に「紛總總兮九州、何壽夭兮在予」とある。「離騷」や「九歌」は屈原の作と言われており、成立時期が戦國期末説や漢代説があり、まだよく分かっていない。成立年代が先秦か漢代か未だ定説を見ないので『禮記』であるが、曲禮下篇に「九州之長入天子之國、曰牧」、王制篇に「凡四海之内九州、州方千里：凡九州、千七百七十三國」、月令篇に「凡在天下九州之民者、無不咸獻其力」、禮器篇に「四海九州之美味也」、祭法篇に「共工氏之霸九州也、其子曰后土、能平九州、故祀以爲社」とあり、「四海」と「九州」を分けて、九州を「千七百七十三國」としていることなどから見ても、これも恐らく漢代の成立であろう。

『詩經』に見える「九有」の概念が「九州」に轉化（轉訛）したことは十分にあり得ることで、西周から春秋にかけて成立したと思われる詩篇が「禹貢」の九州の雛形であると假定すれば、その後成立した孟子等戦國諸子の影響を受けながら禹の九州説が形成されていったものと思われ、更に『容成氏』等が「禹貢」の九州説を雛形にして成立したものとと思われる。『周禮』職方氏・『逸周書』職方解・『爾雅』釋地・『呂氏春秋』有始篇等の九州説は、「禹貢」九州説の漢代的展開であり、そこに現れた地域名などは時代を反映したもので、「禹貢」の九州説の地域名と合致しないのは當然である。では成立した時期はいつ頃かと言え、『孟子』に遅れ『容成氏』に先立つ頃、すなわち戦國中期偏晩という見解が、本論の検討から導き出された結論である。

## 注

- 1 夏商周斷代工程專家組「夏商周斷代工程1986—2000年階段成果報告 簡本」世界圖書出版公司、二〇〇〇年。
- 2 岡村秀典『夏王朝—王權誕生の考古學』講談社、二〇〇三年。宮本一夫『中國の歴史01 神話から歴史へ—神話時代 夏王朝』講

談社、二〇〇五年。

3 古本『竹書紀年』・『世本』（『漢書』地理志注・『續漢書』郡國志二注・『禮記』緇衣『正義』等引）に「禹都陽城」とある。

4 古本『竹書紀年』・今本『竹書紀年』ともに「自禹至桀十七世有王與無王用歲四百七十一年」とある。

5 岡村氏前掲書一〇一〜一〇四頁および一一八〜一二二頁、参照。ただ、岡村氏は「土器編年による文化論では限界がある」（一〇三頁）、「そこに王朝の交替が反映されていると考えるのは、考古學者の幻想にすぎない」（一〇三頁）、「都合のよいデータだけが選別されている可能性がある」（一一八頁）、「それは木に竹をつぐような方法で導いた目安にすぎず、放射性炭素法や考古學から結論づけたものではない」（一二二頁）、「現状はまだ試行段階にすぎない」（一二二頁）と述べて、夏商周年代確定プロジェクト（夏商周斷代工程）の成果報告に對して、全面的に賛成はしていない。

6 本稿引用の『尚書』は、池田末利『尚書』（全釋漢文大系 第十一卷、集英社、一九七六年）に從った。

7 『史記』夏本紀には、「隨山」を「行山」に、「刊木」を「芟木」に作り、「乘四載」について「陸行乘車、水行乘舟、泥行乘橈、山行乘橈」とあり、「橈」は「そり」、「權」は「かご」のこととする。また「懋遷有無化居」とについては、「食少、調有餘、補不足、徙居、衆民乃定、萬國爲治」とあり、これに從えば、「皐陶謨」は「懋遷有無、化居烝民」と句讀することもでき、民衆を徙居させる意にも取れる。これについては池田氏前掲書一〇三頁注に指摘あり。

8 『史記』宋微子世家には、「鴻範九等」に作る。

9 「堯典」の成立については、池田氏前掲書八四〜九〇頁の補説にやや詳しく説明されている。また、松本雅明『春秋戰國における尚書の展開』（風間書房、一九六六年）二四〇〜二五二頁、津田左右吉『左傳の思想史的研究』（『津田左右吉全集』第十五卷）所收、一九六四年、二九九〜三〇二頁等、参照。なお、屈萬里『尚書釋義』（一九五六年初版、一九七二年華岡書局增訂版）二〜三頁には、孔子の没後、孟子の前、戰國初年の儒家者流が傳説に據って作成したものとし、十證を掲げている。また、金景芳・呂紹綱『尚書・虞夏書新解』（遼寧古籍出版社、一九九六年）九頁には、周の平王東遷以後に「堯典」のなかの多くの書篇を包括して、某大學者の手を經て編纂された。編目數量は現在の二九篇より多く、その中には堯舜以前のももあったが、孔子が詩書を論次した時に取捨された。「堯典」記載の堯舜禹の史迹は基本的に信じるべきである。堯舜禹は神話の人物で、「堯典」は戰國秦漢時代の人の精心から編造されたもので、古代中國の歴史は層累に造成されたものと説く觀點は、錯誤であるとする。この金氏らの見解は、顧頡剛ら疑古派の説に對する反論であり、近年の中國における『尚書』解釋は、ほぼ同様の論調である。

10 池田氏前掲書の「洪範」の解説（二四二頁）。

- 11 松本氏前掲書四三八～四五二頁に、春秋後期説——李泰棻（『今文尚書止僞』一九三一年序）、戰國初期説——董書業（『五行說起源的討論——評顧頡剛先生五德終始說下的政治和歷史——』『古史辨』第五冊下編所收、一九三五年）・郭沫若（『金文所無考』『金文叢考』所收、一九三二年）・飯島忠夫（『支那哲學の源流』『東洋大學紀要』第一輯、一九四〇年、『補訂支那古代史論』所收、一九四一年）、戰國中期説——津田左右吉（『左傳の思想史的研究』『東洋文庫論叢』二十三、一九三五年、三六三頁、『左傳の思想史的研究』（『津田左右吉全集』第十五卷）所收、一九六四年、二九九頁）・戸田豐三郎（『洪範篇原始』『廣島大學文學部紀要』第十號、一九五六年、『五行說成立に關する一考察』『支那學研究』第十二號、一九五五年）・張西堂（『尚書引論』一九五八年）、戰國末期説——梁啓超（『陰陽五行說之來歷』『東洋雜誌』第二十卷第十號、一九三三年、『古史辨』第五冊上編所收、一九三五年）・劉節（『洪範疏證』『東方雜誌』第二十五卷第二號、『古史辨』第五冊下編、修改所收、一九三五年、『古史考存』所收、一九六三年）等を掲げている。
- 12 松本氏前掲書四五三～四六四頁。
- 13 屈氏前掲書五九～六〇頁。
- 14 『左傳』文公五年に「商書曰、沈漸剛克、高明柔克」（『洪範』には「漸」を「潛」に作る）、成公六年に「商書曰、三人占、從二人」、襄公三年に「商書曰、無偏無黨、王道蕩蕩」とある。
- 15 劉節前掲論文（『古史考存』香港太平書局、一九六三年）一四頁。
- 16 池田氏前掲書の「洪範」の解説（二四二頁）。
- 17 劉節前掲論文（『古史考存』香港太平書局、一九六三年）五頁。なお屈氏前掲書にも『詩經』小旻の成立年代を「東西周之際」として、「洪範」の「五徵」は小旻の語句を踏襲したものと見る。
- 18 劉起釭『尚書校釋譯論』第三冊（中華書局、二〇〇五年）一二二―三頁。
- 19 劉起釭前掲書二二―八頁。
- 20 「辟靡」（辟雍）については、學宮の名（毛傳）・音樂の名（莊子）・樂を習う所・大射の禮を行う處（集傳）等の諸説があり、戴震は「辟靡について經典上でははっきりと説明した文章はない。：「辟上」「雝上」と曰って（記して）いるものがあることからすれば、澤池に名づけて上に宮を作ったのであろうから、宮（の名）は（澤池の）水に因って名づけられた。『孟子』の「雪宮」（梁惠王下）の趙注に、（雪宮は）離宮の名である。宮には苑・囿・臺・池などの飾りがある、とあり、この（靈臺の）詩の臺・沼・囿と辟靡とは連稱されているから、さては文王の離宮であろうか」（『毛鄭詩考正』）と言って、離宮説を提唱しているように

ある。

- 21 馬瑞辰『毛詩傳箋通釋』に「九有は九域の假借で、韓詩には九域に作る。『文選』注（冊魏公九錫文の李善注に「玄鳥」を引いて「奄有九域」に作る）に引く薛君の章句に、九域は九州なりと曰い、徐幹の『中論』法象篇に、成湯敢えて怠違せずして九域を奄有すとあるのは、正しく韓詩に本づいている。域・有は一聲の轉（之部又字聲系）であるから通用する（商頌・玄鳥）とある。
- 22 王國維「說商頌」『觀堂集林』卷第二 藝林二、所收『觀堂集林』上、河北教育出版社、二〇〇一年）六六〇～六八頁。
- 23 于省吾「詩「履帝武敏歆」解——附論姜嫄棄子的由來」『澤螺居詩經新證』（中華書局、一九八二年）收載、二〇二～二二五頁。
- 24 李學勤「論饒公盃及其重要意義」（『饒公盃——大禹治水與爲政以德』線裝書局、二〇〇二年）の釋文に據る。なお、『饒公盃』は盜掘された器であるため、出土地を特定できない。
- 25 王國維『古史新證』（清華大學出版社、一九九四年）六頁に「この二器を擧げることによって、春秋の世に東西二大國で、禹が古の帝王となって湯より先に天下を有ったことを信じていたことが分かる」とある。
- 26 岡村氏前掲書三二～三九頁。
- 27 三原一雄『重訂夏后の研究』（陝甘文化研究所、一九六一年）一六〇～一七頁。
- 28 三原氏前掲書四一～七〇頁、參照。なお、三原氏は禹の出身地と夏の由來を述べて、「殷の前に夏という古い國があり、その始祖と考えられる禹については、初め西方の羌族の地たる參狼谷に出で、まず周邊の國を從えて本來西戎の居住地だった夏（土）今陝西省鳳翔府縣之西北に由って王となり、そこに都したために其の國を夏（土）と號した」と結論づけている。禹と羌族との關係について、楊寬「禹・句龍與夏后・后土」（『楊寬古史論文選集』所收、上海人民出版社、二〇〇三年。『中國上古史導論』原收、『古史辨』第七冊編入）に、顧頡剛（九州之戎與戎禹）が禹を九州の戎の宗神として指し、『史記』六國年表の「禹興于西羌」、『吳越春秋』越王無餘外傳の「家于西羌」、『後漢書』戴良傳の「大禹出西羌」、『新語』術事の「大禹出于西羌」、『史記集解』引皇甫謐の「孟子稱禹生石紐西羌之人也（傳曰、禹生自西羌）」等を證據に、禹を西方民族の宗神（社神・后土・句龍）とし（三三九頁）、また、『詩經』小雅・信南山の「信彼南山、維禹甸之」、大雅・文王有聲の「豐水東注、維禹之績」、大雅・韓奕の「奕奕梁山、維禹甸之」等を證據に、周人は南山・豐水を禹迹・禹の甸（畿内）としており、そこは周人の京都の所在であるから、禹は周民族の神話中の人物であることがわかる。また梁山は秦晉の間にあり、そこは羌戎の所在地で、禹の甸としているから、本もと羌戎の神話傳説であったことがわかつている（三四二頁）。
- 29 『荀子』成相篇に「舜授禹以天下、尙得推賢不失序。外不避仇、內不阿親、賢者豫。禹勞心力、堯有德、干戈不用三苗服。舉舜則

畝、任之天下身休息。得后稷、五穀殖、夔爲樂止鳥獸服。契爲司徒、民知孝弟尊有德、『淮南子』人間訓に「古者、溝防不脩、水爲民害、禹鑿龍門、辟伊闕、平治水土、使民得陸處。百姓不親、五品不愼、契教以君臣之義、父子之親、夫妻之辨、長幼之序。田野不脩、民食不足、后稷乃教之辟地墾草、糞土種穀、令百姓家給人足」とあり、『荀子』成相篇には后稷と契との間に樂正となつた夔を加えており、『淮南子』人間訓には后稷が契の後に述べられている。

30 三原氏前掲書一二〇一四頁および一二八頁註四に、十年説が最古であることを考證している。

31 孫詒讓『墨子閒詁』・吳毓江『墨子校注』・王煥鑣『墨子集詁』等を参照した。

32 『禮記』王制篇に「千里之内曰甸」、樂記篇に「諸侯賓服」とあり、甸服を方五百里とする「禹貢」とは異なる。

33 趙春青『禹貢』五服的考古學觀察』（『中原文物』二〇〇六年第五期）には、五服の中心である王城から外に向かって三つの大圏に分けられ、内圏は甸服、中圏は侯服・綏服、外圏は要服・荒服とし（一三〇一四頁）、王灣三期文化は王畿・甸服に、王灣三期文化を取り巻く中原龍山文化諸文化類型（后崗二期文化・造律臺文化・三里橋類型・楊庄二期類型・下王崗類型・陶寺文化等）は侯服・綏服に、中原龍山文化の東邊に分布する海岱龍山文化・南邊に分布する石家河文化・西邊に分布する客省庄文化と齊家文化・北邊に分布する老虎山文化は要服・荒服に當たるとする（一九頁）。

34 屈氏前掲書二七頁。

35 辛樹幟『禹貢新解』（農業出版社、一九六四年）一二二頁。

36 李民『尚書與古史研究』修訂本（中州書畫出版社、一九八一年）四五〇六四頁。

37 金・呂兩氏前掲書一九七頁。

38 劉起鈞前掲書八三二〇八四三頁に、西周時期説（王國維『古史新證』・辛樹幟『禹貢新解』・徐旭生『讀山海經札記』）・春秋時期説（康有爲『孔子改制考』・王成祖「從比較研究重新估定禹貢形成時代」）・戰國時期説（江俠庵『先秦經籍考』・顧頡剛「論今文尚書製作時代書」）・中國古代地理名著選讀・禹貢・史念海「論禹貢的著作年代」）・河山集二集・陳夢家『尚書通論』・秦統一後之説（内藤虎次郎「禹貢製作時代考」）・藍本出於紀元前一〇〇〇年（殷代武丁時期）以前、迭經加工修訂而成今本説（邵望平『禹貢九州的考古學研究』）・九州學刊』總五期『禹貢九州風土考古學叢考』等を掲げる。

39 李承律「上海博物館藏戰國楚竹書『容成氏』譯注（上）」『出土文獻と秦楚文化』第二號（上海博楚簡研究會編、二〇〇五年）收載、一三九一四〇頁に據る。

40 李氏前掲書一六三一六七頁。

- 41 李氏前掲書一六七頁。
- 42 尹宏兵『容成氏』與九州」(『楚地簡帛思想研究』三、湖北教育出版社、二〇〇七年)二三〇～二三六頁。
- 43 金景芳『古史論集』(齊魯書社、一九八一年)八八～九四頁に、『左傳』襄公四年の「芒芒禹迹、畫爲九州、經啓九道」を周初(027B.C.～1014B.C.)に出現したとし、また『國語』周語下に禹の治水を論じて「封崇九山、決汨九川、陂鄆九澤、豐殖九藪、汨越九原、宅居九隩、合通四海」とある、この條を春秋中世に出現したものと見る。